

アメリカにおける性的指向・同性愛に関する
ソーシャルワーク専門職養成教育
—日本における社会福祉専門職養成教育の検討を目的として—

Social Work Education on Sexual Orientation in the United States.

加 藤 慶

明治学院大学大学院
社会学研究科社会福祉学専攻

アメリカにおける性的指向・同性愛に関する ソーシャルワーク専門職養成教育 —日本における社会福祉専門職養成教育の検討を目的として—

Social Work Education on Sexual Orientation in the United States.

加藤 慶
Kei Kato

1. はじめに（問題意識・目的）

本稿は、アメリカにおける性的指向・同性愛をめぐるソーシャルワーク専門職養成教育に関する議論を取り上げて、日本における性的指向・同性愛に関する社会福祉専門職養成教育について検討するものである。

International Federation of Social Workers (IFSW-国際ソーシャルワーカー連盟) が2000年に採択したソーシャルワークの定義によれば、「人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」とされ、この人権はIFSWの倫理綱領によれば世界人権宣言や子どもの権利条約などが基盤である (IFSW 2012)。この人権概念に、近年新たな対象として国連において確認された存在に、同性愛者などの性的マイノリティがある。United Nations Human Rights Council (UNHRC-国連人権理事会) は、性的マイノリティの人権保障に関する国際法上の原則となる「Yogyakarta Principles (ジョグジャカルタ原則)」を採択した (O'Flaherty & Fisher 2008)。ジョグジャカルタ原則とは、世界人権宣言をもとに同性愛などの性的少数者の国際的な人権保障促進のための原則であり、人権概念に性的少数者が含まれていることを示したものである。従来、日本の社会福祉学は、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」(2005年採択)において「ソーシャルワーカーは、利用者に対して、性別、性的指向等の違いから派生する差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待をしない」との文言があるものの、人間が異性

を性愛の対象とすることを暗黙の前提として、異性愛を基盤とした制度・政策のなかで、社会福祉援助の検討を行うことが一般的であり、性的指向が異なることによって派生する生活課題に対する援助方法の検討がなされてきたわけではなかった。このようななか、異性を性愛の対象としない人びとの存在は社会的差別偏見のもとに「見えない」存在ともされてきた。そのため性的マイノリティ、とくに同性愛者の社会福祉学研究は日本ではなされていない。では日本の社会福祉学研究は、同性愛者・性的指向に対して、どのように向き合うのか。ソーシャルワークの拠り所である世界人権宣言に定められた以上、「向き合わない」という選択肢はすでに日本の社会福祉学には存在しておらず、その対応は急務であるといえる。そこで本稿は、ソーシャルワークの先進国であるアメリカにおける性的指向・同性愛に関するソーシャルワーク専門職教育の動向をとりあげて、文献研究をもとに明らかとし、日本の社会福祉専門職養成のあり方に示唆されるべき点について述べ、日本の性的指向・同性愛に関する社会福祉専門職教育を検討すること目的とする。なお、本稿では性的指向において主に同性愛を中心に取り上げ、両性愛については別の機会とする。

2. 日本の社会福祉学における同性愛・性的指向についての先行研究

繰り返しとなるが、日本の社会福祉専門職組織が採択した「ソーシャルワーカーの倫理綱領」に

においては、「ソーシャルワーカーは、利用者に対して、性別、性的指向等の違いから派生する差別やセクシュアル・ハラスメント、虐待をしない」と性的指向に関する日本のソーシャルワーカーの対応について明記している。しかし、日本の社会福祉学は、人間が異性を性愛の対象とすることを暗黙の前提として、異性愛を基盤とした社会制度・政策をもとに社会福祉援助の検討を行うことを一般的にしており、性的指向が異なることによって派生する生活課題に対する援助方法の体系的検討をしてきたわけではなかった。保健医療ソーシャルワーク領域において、HIVに感染した男性同性愛者への言及（小西 2007）や、多文化ソーシャルワーク領域において性的指向に関心を示そうとするもの（日本社会福祉士会 2012; 添田 2012）もあるが、前者はHIV感染ないしエイズ発症した、あくまで医療機関が対象とする障害者・患者である男性同性愛者を前提とするものであり、そもそも医療機関が対象としないHIV感染していない同性愛者を対象としてとらえられていない。また後者は多文化を前提とするものの、性的指向概念を欠いた民族・人種概念を基盤正在することによって、アメリカのソーシャルワークが前提とするDiversity概念の一部である民族・人種概念のみの注目に留まっており、性的指向・同性愛を包含した体系的な検討はなされていない。そのため、アメリカにおける性的指向・同性愛に関するソーシャルワーク専門職養成教育について日本では検討されていない。

3. 研究方法

アメリカにおける性的指向・同性愛に関するソーシャルワーク研究及び専門職養成教育に関する論文をレビューし、(1) 同性愛に関する社会的背景と否定的態度について、(2) Council on Social Work Education (CSWE-ソーシャルワーク教育連盟)によるソーシャルワーク専門職養成教育に関する教育方針・認証基準、(3) ソーシャルワーク専門職養成機関及び教職員の社会的態度調査に関する研究を概観し、そのうえで日本の社会福祉専門職養成において参考となる点について述べる。

4. 研究結果

4-1. 同性愛者に関する社会的背景と否定的態度について

同性愛は、19世紀から20世紀のほとんどの期間において、病気とされ、治療の対象とされてきた (Gramic 1983)。American Psychiatric Association (アメリカ精神医学会) が1973年12月15日の理事会投票で精神疾患リストから同性愛を除く決断を下し (Gramic 1983)、またソーシャルワーカーに対しても影響力のあるAmerican Psychological Association (APA-アメリカ心理学会) も1973年までは同性愛は病気と位置づけてきた (Berkman & Zinberg 1997)。これらは同性愛が精神疾患であるという認識からの脱却を公式に行う、最初の象徴的出来事であった。これらの出来事において重要な概念となる「ホモフォビア」を最初に提起したのはウェインバーグである (Weinberg 1972)。彼が提起したこの概念は、すべての反同性愛的反応を指すものであり、そこには身体的、口頭的な虐待、ハラスメント、男性同性愛者と女性同性愛者に対する否定的な態度や信条が含まれるものである (Hudson & Ricketts 1980)。この概念はアメリカのソーシャルワーカーにとっても新しく取り組むべき課題として言及されるようになり (Gramic 1983)、ホモフォビア概念は、男性同性愛者、女性同性愛者に対する恐怖感情や、彼ら彼女らを嫌うことを意味するものとして、アメリカの研究者にとって一般化されていった (Britton 1990; Gramic 1983)。

ホモフォビアは、これまでに行われたさまざまな社会調査によって、ジェンダー、年齢、学歴との強い相関関係を示していることが明らかとなつており、同性愛者に対する否定的態度は、女性よりも男性がより強く示し (Aguero, Bloch & Byrne 1984; Ben-Ari 1998; D'Augelli 1989; D'Augelli & Rose 1990; Grieger & Ponterotto 1988; Kite 1984; Van de Ven 1994; Weinberger & Millham 1979)、また年齢が高く、かつ学歴が低い者は、若くてより学歴の高い者と比較すると、より嫌悪意識が強い (Hudson & Ricketts 1980; Thompson, Grisanti & Pleck 1985)。そして、伝統的な性役割意識と宗教、

性的な保守意識との相関関係が強くあり、それらはホモフォビアを増すことが指摘されている（Black & Stevenson 1984; Millham & Weinberger 1977; Thompson Grisanti & Pleck 1985; Weinberger & Millham 1979）。

4-2. CSWEによる教育指針・認定規準における性的指向・同性愛

二大ソーシャルワーク専門職組織であるNational Association for Social Workers (NASW-全米ソーシャルワーカー協会)とCSWEは、アメリカにおける男性同性愛者と女性同性愛者の市民権保護と非犯罪化の取組みにおいて強固なポジションを維持しており (Lindhorst 1997)、同性愛者のためのアドボカシーについてソーシャルワーカーの活躍が期待されたものとなっている (NASW Delegate Assembly 2012)。CSWEは1992年よりソーシャルワーカー養成教育指針と認証規準に性的指向を包含させるべきことを示し (CSWE 1992)、ソーシャルワークの内容に同性愛者に関する知見を含ませることを加速させ (Van Voorhis & Wagner 2001)、またNASWはその三年次ごとの政策方針における反差別政策声明として、ソーシャルワーカーは性的指向を反差別政策に包括させ、運動すべきであることを示し続けている (Wisniewski & Toomey 1987; NASW Delegate Assembly 2012)。

日本の社会福祉専門職養成課程においては、性的指向、同性愛についての明確な位置づけはなされていない一方、CSWEが1992年に発表したソーシャルワーカー養成教育指針・認証規準 (CSWE 1992)において性的指向を養成カリキュラムに包含させることが必須である旨を示して以降、今日に至るまで明確にその方針が維持されている。CSWEによる、2013年現在のソーシャルワーカー養成教育指針・認定規準である「2008 Educational Policy and Accreditation Standards」(EPAS)によれば、ソーシャルワーク専門職の目的は、「人間と社会の幸福を促進すること」であり、それは「科学的研究知見の基盤のもとに、グローバルな視点、人間の多様性の尊重、人間と環境の関係性によって導かれる」という。そしてソーシャルワーカーは、人間の経験や

アイデンティティ形成を特長づける、Diversityを理解することが重要であり、そのDiversityとは年齢、社会階層、肌の色、文化、障害、民族、社会的性差、性自認と表現、移民状況、政治的信条、人種、宗教、性別、性的指向の要素によって構成されるものであるとされる。また、ソーシャルワーカー養成課程の認証にあたっては、人間の多様性を尊重し、肯定できることを学ぶことのできるプログラムとなっていることが必要であるとしており、ソーシャルワーカーの人間理解にとって性的指向概念は、その重要な基盤となるDiversityの概念を構成するものとして位置づけられている。すなわち、障害や人種といった人間を構成する単一的な要素に着目するのではなく、さまざまな要素によって構成されている人間の多様性の尊重がソーシャルワークの基盤とされているのである。

4-3. ソーシャルワーク専門職教育における性的指向・同性愛の取り扱いの実態調査

NASWによる倫理綱領やCSWEによる指針・認証規準に明確化されている性的指向の概念については、その専門職養成機関における教育上の取り扱いを形式上のものに留められることなく、それをどのように具現化されているのかが、CSWEの認証を受けたソーシャルワーク専門職養成機関や、そこに所属する教職員に対する量的調査によって問題化されており、その調査結果に基づいて、より明確に具現化させる仕組みの検討がなされている。以下、その調査の概要をみていくことにする。

4-3-1. CSWEヒラムダリーガルによるソーシャルワーカー養成機関に対する全米調査

CSWEと性的マイノリティの権利擁護組織であるラムダリーガルによって2009年に行われた、ソーシャルワーク教育プログラムの代表責任者と教職員への全米調査では、性的マイノリティ^(註1)である学生にとっての教育環境の整備状況、性的マイノリティの教育内容、有する知識の実態を問う調査が行われ、次のような結果であったという (CSWE & LambdaLegal 2009)。まず、学生に対する性的指向に関する非差別指針を有している組織が90%、性自

認に関する非差別指針は63%、性的マイノリティの学生当事者組織が存在しているのは23%、同性カップルであるパートナーへのメリットシステムを有している組織は0%であった。

ソーシャルワーク専門職養成教育機関の教職員（代表責任者を含む）の有する知識については、性的指向、同性愛に関するものに比較すると、トランスジェンダー、性自認、性別の表現に関する知識が欠ける傾向が示された。また、教職員の担当専門領域ごと（社会政策、社会環境における人間の行動（Human Behavior in the Social Environment：HBSE）、ソーシャルワーク実践、リサーチ）に比較すると、リサーチ領域を担当する教職員の知識は性的マイノリティについての知識量が低い傾向があることが示された。

また教職員の性的マイノリティに関する知識の増加に向けては、教職員に対する継続的な研修の実施が重要であると考えられるが、61%の機関からは過去二年間における性的マイノリティについての教職員研修の実施についての報告がなされず、11%の機関においては教職員研修そのものが開催されたか確認もできなかった。また、たった16%の教育機関のみが性的マイノリティ領域についての実習指導者研修を行っているにすぎなかった。一方、性的マイノリティであることをオープンにしている教職員の存在が、性的マイノリティに関するソーシャルワーク教育を提供するうえでは重要であることも示され、それは学生にとってロールモデルともなっていた。

ソーシャルワーク専門職養成教育の教育課程において、性的マイノリティに関する内容を含んでいる科目を設置していると代表責任者が認識しているものとして回答があったものは、「Human Sexuality」が95%、「Diversity（性的マイノリティ含む）」が68%、「性的マイノリティ問題」が14%であった。82%の代表責任者からは、児童福祉領域において特に性的マイノリティに関する内容が構成要素となっていると回答があった。

また、教育内容における性的マイノリティに関する話題として、どのような内容を含んでいるのかについての調査では、必修科目である「HBSE」において、共通して取り上げられていた話題は「性自認

の発達」（97%）、「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルアイデンティティの発達」（96%）、「性的マイノリティの人びとの歴史」（44%）であった。また、社会政策領域において最も取り上げられていた話題は「偏見と差別に立ち向かうレズビアンとゲイの人たち」（95%）、「性的マイノリティの人びとの市民的権利」（95%）、新しい話題としては、「国際的な性的マイノリティの問題」（16%）、「性的マイノリティの人びとの間における多様性」（49%）であった。ソーシャルワーク実践領域では、「実践者自身の価値/偏見」（92%）、「文化的多様性」（89%）において性的マイノリティを包含する形で高いレベルで扱われており、近年では「実践における法的問題」（50%）、「地域における実践上の問題」（51%）においても取り扱われている。リサーチ領域では、「社会調査において性的指向の話題を避けることによるバイアス」（78%）、「社会調査において性自認/表現の話題を避けることによるバイアス」（74%）、また性的マイノリティの当事者である研究者の評価が否定的なものになることを取り上げた「Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender (LGBT) である研究者が直面する問題」（16%）が近年取り上げられている。実習教育では、性的マイノリティに関する問題ないしそのようなクライアントに出会い、仕事をする機会が用意されている教育機関が86%であり、ほとんどの教育機関で提供されていた。提供されていない教育機関にあっても、それは学士レベルにおけることであり、大学院修士課程レベルにおいては例外なく用意されていた。用意されている性的マイノリティに関する実習教育のプログラムの内訳としては、HIV／AIDSプログラムが67%、暴力防止／被害者支援サービス提供プログラムが52%、性的マイノリティである高齢者へのサービス提供プログラムが8%、少年院・拘置所における性的マイノリティに対するプログラムが6%である。また、一般的な青少年に対する教育プログラムにおいて性的マイノリティに関する援助実践の機会としては、若者支援プログラムにおいてが79%、健康/メンタルヘルスプログラムにおいてが75%、家出・ホームレスである人の保護施設においてが54%、少年院・拘置所プログラムにおいてが50%である。また、CSWEは、

各養成機関が性的マイノリティに関する教育の実施を促進できるように、教育プログラムを支える資源の増大を2010年から順次進めていくことを表明している。

4-3-2. アメリカ及びカナダにおける全国調査

性的指向・同性愛に関するアメリカのソーシャルワーク専門職養成教育は、日本と比較して積極的に性的指向・同性愛に関する教育に取り組んでいる。しかし、そのアメリカにおいてさえ、ソーシャルワーク専門職養成機関を支える教職員の個人レベルの社会的態度に注目したとき、カナダとの比較調査によつていくつかの課題ともなる特長が指摘されている。アメリカ及びカナダのソーシャルワークの倫理綱領には、両国とも性的マイノリティに関する社会正義の実現とエンパワメントを行うべきことが明記され (CASW 2005; NASW 1999)、その形式上の位置づけは、両国ではほぼ同じものである。しかし、ソーシャルワーク専門職養成機関に所属する教職員の社会的態度の実態は、アメリカよりもカナダがより肯定的な理解を示していることが明らかとされている。

ワシントン大学とミシガン大学の研究グループによって2006年に行われた、アメリカ及びカナダにおけるソーシャルワーク専門職養成機関に所属する研究者個人の態度を対象とした、性的指向と性自認の扱いに関する全国調査 (Katherine,K.L,Luke,M.P,Woodford.R,et al. 2011) によれば、両国の教職員のほとんどは、性的マイノリティに対して肯定的態度を示し、アメリカでは94%、カナダでは98%がレズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの人びとの話題を大切なものと捉え、国による大きな差は確認されなかった。しかし、同性婚に関する調査項目ではアメリカよりもカナダが明確に肯定的態度を示し、アメリカでは69%の賛同率であったのに対して、カナダは92%と高い賛同の態度を示した。さらに、同性間の恋愛や性的関係性の理解度については、アメリカが67%であったのに対してカナダが93%と、カナダがより強固な理解度を示していた。また、自分自身の友人がレズビアン、ゲイ、バイセクシュアルであつたとき、彼ら彼女らを理解したり、受け入れる

ことができるか、という項目については、アメリカでは89%、カナダが99%を示し、カナダの社会的態度の肯定度はより高い数字を示している。このような結果を示したことの要因として、アメリカと比較してカナダでは性的マイノリティの人権保障がより積極的に行われてきたこと、また、同性婚がその理解度を強力に加速させる要因となっており、カナダは2005年より同性間の法的保障がすすめられてきている一方、アメリカは取組みが遅れていることが指摘される。とくにカナダは、社会政策がその理解度の促進にとても強い影響を及ぼしており、少数者の権利を保護する共通理解がカナダの多文化政策、及びカナダ憲法である「権利及び自由に関するカナダ憲章」^(註2)による影響が大きく、その共通理解が基盤となることによって、カナダは同性間の婚姻や法的保護をより押し進めているという。このようなアメリカとカナダの現状をもとに、ソーシャルワーク専門職組織は、ソーシャルワーク専門職養成機関の教職員を支え、性的マイノリティやその家族、地域を援助することのできる資源の開発を行っていく必要があるとしている。

4-4. 東アジア・韓国の社会福祉専門職養成機関で学ぶ学生の同性愛者に対する態度

では、アメリカのソーシャルワーク研究の成果をもとに、日本の属する東アジアとの関係性に焦点をあてたとき、どのような研究知見があるのか。性的指向・同性愛に関するアメリカのソーシャルワークの研究知見を基盤に、韓国における性的指向・同性愛とソーシャルワーク教育に関する研究として、Limら (2001) によるものがあげられる。Limらは、1999年に韓国の社会福祉専門職養成機関の一つである翰林大學校社会科学院社会福利学系で学ぶ学生に対する同性愛者への態度を調査している。その結果によれば、その態度は極めて高いレベルでの否定的なものであったという。その理由として、韓国のソーシャルワーク教育において同性愛の話題は新しいものであり、そもそもほとんどの学生が議論をしたことはないこと、また、韓国では同性愛は禁忌の話題であることを指摘している。そのうえでアメリカのソーシャルワーカーに対して、韓国人社会は他

のアジア諸国と同じく儒教を背景とし、伝統的な家族を尊重する社会であることから、同性愛者は家族から拒絶される可能性が高いこと、また、アメリカに移民した同性愛の韓国人は、その性的指向によりアメリカのアジア人コミュニティからも、そして韓国人であるという人種を理由として、アメリカのゲイコミュニティからも拒絶されており、それを理解したうえで援助を行う必要があることを提言している。

5. 結果と結論

5-1. 結果

アメリカのソーシャルワーク専門職養成教育では、人間の多様性を尊重するDiversity概念が基盤となっており、そこでは年齢、社会階層、肌の色、文化、障害、民族、社会的性差、性自認と表現、移民状況、政治的信条、人種、宗教、性別、性的指向が要素として示されていた。そのうえで、ソーシャルワーク専門職養成教育機関としての認証を受けるには、それを教育内容として満たすべきこととされていた。この要件は形式的なものではなく、内容が伴っているべきことが求められており、その内容をより充実させるためにソーシャルワーク専門職機関がサポートする体制がつくられていた。

また、教育内容のみならず、そのソーシャルワーク専門職養成機関において、性的マイノリティに対する反差別指針が作成されているか、さらにはそこで学ぶ性的マイノリティの権利保障や学習環境が整備されているかが問われていた。

教育内容を担保する教職員については、それぞれの性的マイノリティに関する知識や社会的態度が問題化されており、その知識を促進していくための仕組みとして、教職員研修の実施がなされているかが問われていた。また、アメリカにおける性的指向・同性愛に関するソーシャルワークの成果を基盤に、アジアの社会的文化的背景が問題化されていた。日本と同じ東アジアに属する韓国では、社会福祉専門職養成機関で学ぶ学生であっても強いレベルで否定的な態度がとられることが明らかとなっていたり、援助の対応には、その社会的文化的背景を理解したう

えでの対応が必要であることが示されていた。

5-2. 結論

「人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤」であり、その人権概念は、世界人権宣言、子どもの権利条約などによるものとされる。この人権概念に同性愛者が含まれていることが国際法解釈の原則となるジョグジャカルタ原則によって明らかとされた。この人権と社会正義の原理をもとに、日本の社会福祉専門職養成教育に参考となる点について述べる。

第一に、日本の社会福祉専門職養成教育では、性的指向・同性愛を包含して教育すべき指針がそもそも存在していないことから、世界人権宣言、子どもの権利条約、ジョグジャカルタ原則をもとに、性的指向・同性愛者に関する教育を必ず行うべきことを指針として明記し、必要があれば新しい科目を必修科目として設置を検討すべきである。さらに性的指向・同性愛に関する教育が形式的なものに留まることのないよう、その内容や実施状況について第三者評価機関等から評価を受けるなど、実質化を積極的にはかる仕組みを検討すべきである。そのうえで、社会福祉専門職として性的マイノリティへの援助実践が可能となるよう、その能力の担保をはかれるべく社会的仕組みを整えるべきである。

第二に、大学ハラスメント規定などに性的マイノリティを包含させ、また当事者による学生団体の組織化を援助するなどし、性的マイノリティの学生の学習環境の整備をはかるべきである。

第三に、人間の多様性の尊重をはかることを前提に、日本の社会福祉専門職機関を支える教職員や、そこで学ぶ学生の性的指向・同性愛に対する社会的態度調査を、日本社会福祉教育学校連盟をはじめとした日本ソーシャルワーク教育団体連絡協議会などが実施し、日本の社会福祉専門職養成機関の有する価値観の現状が、異性愛中心主義となっていないかを把握するなどの検討をすべきである。そして、理解促進と教育内容の充実を促進させるべく積極的に取組み、性的マイノリティやその家族、地域を援助することのできる資源の開発を行っていくべきである。

アメリカの家族療法の領域における同性愛の扱いについて「『同性愛について、尋ねてはならぬ、話してはならぬ、教えてはならぬ、書いてはならぬ』という対応が研究者業界においてみられ、論文において言及することさえが難しい」とされる(Green 1996)が、それは性的指向・同性愛に関する社会福祉学研究の体系的検討がなされていない日本も同様の状況にあるといえよう。日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会(2008)は、「グローバルスタンダードに基づいて国際的に共通する教育や養成を推進し、世界各国で通用するソーシャルワーカーの資格ないし認定へと発展させていくために、日本は主導的な役割を果たすべきである」とし、「とくに東アジアの中では」、「国際的基準に基づくソーシャルワーカーの養成教育に積極的な役割を果たしていくことが求められる」と述べる。しかし、性的指向、同性愛に関連していえば、国連やアメリカなどの国際的動向を踏まえたとき、日本は主導的役割を果たせるほどのレベルにあるのか。日本が主導的役割を指向するならば、世界人権宣言や欧米先進国の優れた人権基盤と研究知見を前提に、日本はより高いレベルを指向した専門職養成教育を検討し、実施すべきである。

〈註記〉

- (1) 本稿では、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー(LGBT)を総じて「性的マイノリティ」と表現しており、英字文献の引用にあたっても同様の扱いをしている。なお、引用の一部にLGBT表記をそのままにしている。
- (2) 憲法の概要については、ジャン・ルイ(2009)及び佐々木(2007)を参照のこと。

〈参考文献〉

- Aguero,J.E.,Bloch,L.,& Byrne,D.(1984) The relationships among sexual beliefs, attitudes, experience, and homophobia. *Journal of Homosexuality*, 10, 95-107.
- Britton, D. M. (1990) Homophobia and homosociality : An analysis of boundary maintenance. *The Sociological Quarterly*, 31, 423-439.
- Ben-Ari, A. T. (1998) An experiential attitude change: Social work students and homosexuality. *Journal of Homosexuality*, 36, 59-71.
- Berkman,C.S.,& Zinberg,C. (1997) Homophobia and heterosexism in social workers. *Social Work*, 42, 319-332.
- Black,K.N.,& Stenvenson,M.R. (1984) The relationship of self-reported sex-role characteristics and attitudes toward homosexuality. *Journal of Homosexuality*, 10, 83-93.
- CASW (2005) *Code of ethics*. Ottawa.
- CSWE (1992) *Curriculum policy statement for baccalaureate and master's degree programs in social work education*. Alexandria, VA: Author.
- CSWE & LamdaLegal, (2009) *Sexual orientation and Gender expression in Social work education:Results from a national survey*.
- D'Augelli,A.R. (1989) Homophobia in a university community: Views of prospective resident assistants. *Journal of College Student Development*, 30, 546-552.
- D'Augelli,A.R.,& Rose,M.L. (1990) Homophobia in a university community: Attitudes and experiences of heterosexual freshman. *Journal of College Student Development*, 31, 484-491.
- Fredriksen-Goldsen,K.I., Luke, K. P.,Woodford,M.R. & Gutierrez,L. (2011) Support of Sexual Orientation and Gender Identity Content in Social Work Education : Results from National Surveys of U.S. and Anglophone Canadian Faculty. *Journal of Social Work Education*, 47 (1), 19-35.
- Gramic,J. (1983) Homophobia: A new challenge. *Social Work*, 28, 137-141.
- Green,R.J. (1996) Why ask,why tell? Teaching and learning about lesbians and gays in family therapy. *Family Process*, 35, 389-400.
- Greger,I. & Ponterotto, J.G. (1988) Students' knowledge of AIDS and their attitudes toward gay men and lesbian woman. *Journal of College Student Development*, 29, 414-422.
- Hudson,W.W., & Ricketts,W.A. (1980) A strategy for the measurement of homophobia. *Journal of Homosexuality*, 5, 357-372.

- ジャンルイ,ボードワン (2009) 「権利および自由に関するカナダ憲章 概要」『新世代法政策学研究』(訳:大島梨沙) 1, 287-310.
- 小西加保瑠 (2007) 『ソーシャルワークにおけるアドボカシー－HIV/AIDS患者支援と環境アセスメントの視点から』ミネルヴァ書房
- Kite,M.E. (1984) Sex differences in attitudes toward homosexuals: A meta-analytic review. *Journal of Homosexuality*, 10, 69-81.
- Lim H.S. & Johnson, M. M. (2001) Korean Social Work students' attitudes toward homosexuals. *Journal of Social Work Education*, 37 (3), 545-554.
- Lindhorst,T. (1997). Lesbian and gay men in country: Practice implications for rural social workers. *Journal of Gay & Lesbian Social Services*, 7 (3), 1-11.
- Millham,J., & Weinberger,L.E. (1977) Sexual preference, sex role appropriateness and restriction of social access. *Journal of Homosexuality*. 3, 343-357.
- 日本社会福祉士会 (2012) 『滞日外国人支援の実践事例から学ぶ多文化ソーシャルワーク』中央法規出版
- Nasw Delegate Assembly (Ed.) (2012) *Social work speaks: National Association of Social Workers policy statements 2012-2014*. Washington, DC, NASW Press.
- 日本学術会議社会学委員会社会福祉学分科会 (2008) 「提言 近未来の社会福祉教育のあり方について-ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて-」
- NASW (1999) *Code of ethics*.
- NASW (2008) GAY MEN: OVERVIEW, *Encyclopedia of Social Work*, 20th, NASW Press & Oxford University Press.
- O'Flaherty,M & Fisher,J. (2008) Sexual Orientation, Gender Identity and International Human Rights Law:Contextualising theYogyakarta Principles, *Human Rights Law Review*, 8 (2)
- 添田正揮 (2012) 「ソーシャルワーク教育における文化的コンピテンスと多様性」『川崎医療福祉学会誌』22 (1), 1-13,
- 佐々木雅寿 (2007) 「カナダ憲法における多文化主義条項」『大阪市立大学法学雑誌』53 (4), 969-1009.
- Thompson, E.H.,Grisanti,C., & Pleck, J.H (1985) Attitudes toward the male role and their correlates. *Sex Roles*, 13, 413-427.
- Van Voorhis, R & Wagner, M. (2001). Coverage of gay and lesbian subject matter in social work journals. *Journal of Social Work Education*, 37 (1), 147-159
- Van De Ven,P. (1994) Comparison among homophobic reactions of under graduates, high school students, and young offenders. *The Journal of Sex Research*, 31, 117-124.
- Van Voorhis R,& Wagner M. (2001) Coverage Of Gay And Lesbian Subject Matter In Social Work Journals. *Journal of Social Work Education*, 37 (1). 147-159.
- Weinberg, G. (1972) *Society and the healthy homosexual*. New York. St. Martin's Press.
- Weinberger, L.E., & Millham, J. (1979) Attitudinal homophobia and support of traditional sex roles. *Journal of Homosexuality*, 4, 237-246.
- Wisniewski, J.J., & Toomey, B.G. (1987) Are social workers homophobic? *Social Work*, 32, 454-455.